

1. 現行制度の制定に係る背景 (自主的取組の促進に関して)

問題点

1. 大阪府化学物質適正管理指針では、対象範囲が大気への排出抑制に限定されている点。
2. 化管法の指定化学物質が府指針の対象物質と重複するケースがあり、整合を図ることが必要である点。
3. 化管法に基づき化学物質管理方針・管理計画を策定している事業者は半数に満たず(平成17年5月 総務省勧告)、事業者による自主的な管理の改善の促進が不十分である点。
4. 大防法の改正(平成18年4月1日施行)により揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減するための事業者の自主的取組が一層進められてはいるが、検証・評価の仕組みが府民の目には見えない点。